

労働組合基礎調査 労使関係総合調査

【一般統計調査】

【実施機関】厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

労使関係総合調査を構成するローテーション調査の一つである。目的、沿革等は、労使関係総合調査の項を参照

労働組合基礎調査票

【調査対象】

(地域) 全国 (単位) 労働組合 (属性) すべての産業の労働組合とする。(国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む。)ただし、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査の結果を利用する。

【調査方法】

(選定) 全数 (客体数) 65,000 (配布) 郵送・職員 (収集) 郵送・職員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年6月30日現在 (系統) 厚生労働省一都道府県労政主管課一労政主管事務所一報告者

【周期・期日】

(周期) 年 (実施期日) 毎年7月1日～7月20日

【調査事項】

1. 労働組合の種類、2. 存廃等区分、3. 新設又は解散等の理由、4. 適用法規、5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6. 労働組合事務所の所在地、7. 男女別労働組合員数、8. 直上組合の名称及び所在地、9. 労働組合本部の名称及び所在地、10. 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11. 企業の名称、12. 企業の全常用労働者数、13. 加盟上部組合の組織系統、14. 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数(ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。)

(平成28年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成27年3月6日)